

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和4年度「ライフプラン休暇支援給付金」について（通知）

当互助会では、ライフプラン休暇（教職員の生涯生活設計の充実を図るための連続した休暇）の取得促進を図るため、下記のとおり、給付対象者にライフプラン休暇支援給付金として5千円を給付しています。

つきましては、対象となる所属職員に御周知くださるようお願いいたします。

記

1 給付対象者

今年度中に、54歳に達する（一財）埼玉県教職員互助会の会員（昭和43年4月2日～昭和44年4月1日生まれ）で、健康の維持増進、余暇活動、生涯学習活動及び地域活動を自発的に計画し、「**3日以上**の年次休暇」を含む「**連続した5日以上**の休暇」を年度末までに取得した者

2 給付額 5,000円

3 留意点

- （1） 休暇には、3日以上^の年次休暇のほか、夏季休暇、週休日、職員・学校職員の休日を含みます。
- （2） 夏季休暇以外の特別休暇及び職専免は対象外です。また、週休日であっても部活動に従事した日等、教員特殊業務手当支給対象日は対象外です。

4 請求方法

請求書の提出は休暇取得後（事後請求）となります。

- （1） 総務事務システムの使用対象機関（県教育局、県立教育機関（県立学校を含む））総務事務システムから請求してください。
※令和4年度分の入力は、令和4年5月6日（金）から開始となりますので御注意ください。
- （2） （1）以外の者は、別添様式の請求書をコピーしてお使いください。
※様式は、埼玉県教職員互助会ホームページ
<https://gojo-saitama.jp/business/business-477>からも取得が可能です。

5 提出期限

- （1） 5～3月 毎月15日（営業日でない場合は前倒しとなります。）
- （2） 4月 **令和5年4月10日（月）福利課必着（最終提出期限日）**
※総務事務システムで請求の方は、提出期限の前日までに総務事務センターへ請求書を提出してください。

6 支払日

提出期限の翌月の21日（営業日でない場合は前倒しとなります。）

7 事業参加条件について

対象休暇取得時に互助会員資格があること（請求書提出時の資格は問いません）。

担当：福利課厚生担当
電話：048-830-6703

ライフプラン休暇支援給付金の概要と請求方法

● **どんな制度？** 健康維持増進などが目的
 「3日以上 of 年次休暇」+「その他の休暇」を
 合せて連続した5日以上 of 休暇を今年度中に
 取得した場合、請求により、
1回限り 5,000円 を給付します。

● **対象者**
今年度 54 歳になる方
 ▶ 昭和43年4月2日～
 昭和44年4月1日生まれの互助会員

● **要件**

- **休暇取得期間**
 今年度中（4月1日～3月31日）
- **対象となる休暇**
 3日以上 of 年次休暇のほか、夏季休暇、週休日、
 職員の休日及び学校職員の休日を含みます。

● **注意事項**

- ・年次休暇を必ず3日以上取得する。
- ・夏季休暇以外の特別休暇と職専免は対象外です。
- ・週休日であっても部活動に従事した日など教員
 特殊業務手当支給対象日は対象外です。

請求可・不可の具体例

○	請求 可	年休 1	年休 2	年休 3	週休日	休暇日数 5日
		6/15	6/16	6/17	6/18～6/19	

※よくある請求例として「年休3日」+「週休日」の連続した5日間の休暇

○	請求 可	年休 1	年休 2	週休日	夏休	年休 3	休暇日数 7日
		7/7	7/8	7/9～7/10	7/11～7/12	7/13	

※対象となる休暇を取得し、連続した5日以上 of 休みであれば、年休は3日間連続しなくても可能

○	請求 可	年休 1	職員・学校職員の休日	年休 2	年休 3	休暇日数 9日
		12/28	12/29～1/3	1/4	1/5	

※対象となる休暇には年末年始の休みも含まれているため、組み合わせても可能

✕	請求 不可	週休日	年休 1	年休 2	祝日	※ 連続した5日間の休みを取得して いるが年休が2日間のため不可
		11/19～11/20	11/21	11/22	11/23	

✕	請求 不可	年休 1	職員・学校職員の休日	【職専免】	年休 2	年休 3	※ 間に職専免を取得して いるため不可
		12/28	12/29～1/3	1/4	1/5	1/6	

注意

- ・請求書の提出は、休暇取得後（事後請求）となります。
- ・**最終提出期限は、令和5年4月10日（月）福利課必着**です。
 ※総務事務システムで提出の方は、提出期限の前日までに総務事務センターへ請求書を提出
- ・締切後の受付、遡って請求することはできませんのでご注意ください。